

足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例

昭和58年3月19日条例第3号

改正

昭和63年条例第47号

平成17年6月20日条例第31号

平成22年10月22日条例第41号

平成24年3月28日条例第26号

平成25年3月28日条例第33号

平成29年10月23日条例第37号

足立区自転車の駐車秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例を公布する。

足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、駅周辺等公共の場における自転車等の駐車秩序について必要な事項を定め、並びに自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）に基づく一般公共用自転車等駐車場及び大量の自転車等駐車需要発生施設の自転車等駐車場の設置について必要な事項を定めることにより、自転車等の放置による環境悪化の防止等を図り、もつて区民の良好な生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- (3) 放置 自転車等駐車場以外の公衆の利用に供する場所に自転車等を置き、継続して当該自転車等を離れることをいう。

(区長の責務)

第3条 区長は、第1条の目的を達成するために必要な施策の実施に努めなければならない。

(区民の責務)

第4条 区民は、自転車等の安全利用の促進及び駐車秩序に関する意識を高め、良好な生活環境の確保に努めるとともに、区長の実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第5条 鉄道事業者及び路線バス事業者(以下「鉄道事業者等」という。)は、その利用者のために自ら自転車等駐車場の設置に努めなければならない。

2 鉄道事業者等は、区が自転車等駐車場を設置しようとするときは、用地の提供を積極的に行うとともに区長の実施する自転車等の放置の防止に関する事業に協力しなければならない。

(自転車等の小売を業とする者の協力)

第6条 自転車等の小売を業とする者は、区長の行う自転車等の安全利用対策事業に積極的に協力しなければならない。

第2章 自転車等の駐車秩序等

(自転車等利用者の義務)

第7条 自転車の利用者は、その利用する自転車に住所・氏名を明記し、及び防犯登録を受けるよう努めなければならない。

2 自転車の利用者は、その利用する自転車の盗難を防止するため、施錠その他の適切な措置を講じなければならない。

3 自転車等の利用者は、道路、公園、駅及び百貨店等公衆の通行の用に供する場所又は集まる場所(以下「公共の場所等」という。)において、公衆の迷惑となるような方法で自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域)

第8条 区長は、第1条の目的を達成するため、自転車等駐車場が整備されている地域で、自転車等の放置により良好な生活環境が阻害されると認められる場所について、自転車等の放置を禁止する区域(以下「放置禁止区域」という。)を指定することができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更することができる。

3 前2項の規定により放置禁止区域を指定し、又は変更しようとするときは、少なくとも30日前に告示しなければならない。

4 区長は、放置禁止区域を指定したときは、自転車等の利用者に対して、放置禁止区域を周知するとともに、当該区域に自転車等を放置することのないよう指導するものとする。

第9条 自転車等の利用者は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車等に関する措置)

第10条 区長は、前条の規定に違反して、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を一定の場所に撤去することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車等に関する措置)

第11条 区長は、放置禁止区域以外の公共の場所等で、自転車等の放置の状況が甚だしく、良好な生活環境が著しく阻害されている場所について、自転車等の利用者に対し放置することのないよう指導するものとする。

2 区長は、前項の規定する措置を講じても、なお当該場所に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を一定の場所に撤去することができる。この場合においては、あらかじめ撤去する旨を周知しなければならない。

(撤去した自転車等に関する措置)

第12条 区長は、第10条及び前条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、現場において、撤去した旨及び保管場所を表示するとともに、当該自転車等を保管しなければならない。ただし、明らかに自転車等の機能を喪失していると認められるものについては、直ちにこれを処分することができる。

2 区長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、所有者の確認できるものについては当該所有者に対し速やかに引き取るよう通知しなければならない。この場合においては、第4項の規定により処分する旨を併せて通知するものとする。

3 区長は、保管した自転車等で所有者の確認できないものについては、撤去及び保管した旨、返還方法、次項の規定により処分する旨その他規則で定める事項を告示しなければならない。

4 区長は、第2項の規定による通知及び前項の規定による告示のときから相当の期間を経過しても、なお所有者の引取りのない自転車等については、これを処分することができる。

(費用の徴収)

第13条 区長は、第10条又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、その撤去に要した費用として、別表に定める額を当該自転車等を引き取りにきた利用者又は所有者から徴収することができる。

第3章 自転車等駐車場の整備

第1節 一般公共用自転車等駐車場の整備

(区営自転車等駐車場の設置)

第14条 区は、通勤、通学等の一般公共の用に供するための自転車等駐車場の設置に努めなければならない。

(区営自転車等駐車場の管理)

第15条 区長は、前条の規定により設置された自転車等駐車場（以下「区営自転車等駐車場」という。）を、第1条の目的が達成されるよう有効適切に管理しなければならない。

- 2 区営自転車等駐車場は、その効果的な利用調整を図るため、必要がある場合は、近隣者の利用を制限することができる。
- 3 区営自転車等駐車場のうち、区長が指定するものは、有料とすることができる。
- 4 前項の規定により有料とした区営自転車等駐車場に次項の規定により区長が定めた利用手続によらずに駐車された自転車等があるときは、第10条、第12条及び第13条の規定を準用する。
- 5 前項に定めるもののほか、区営自転車等駐車場の利用手続、駐車料金その他管理に関する事項は、区長が別に定める。

(レンタサイクル事業の実施)

第15条の2 区長は、第14条の規定により設置した区営自転車等駐車場においてレンタサイクル事業を行うことができる。

- 2 レンタサイクルの利用手続、料金その他管理に関する事項は、区長が別に定める。

(民営自転車等駐車場の育成)

第16条 区長は、一般公共用の自転車等駐車場の整備に資するため、規則で定める要件に適合する自転車等駐車場を設置した者に対し、予算の範囲内において自転車等駐車場の運営費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合において、区長は、自転車等駐車場を設置した者に対し、その育成を図るために必要な助言・指導をすることができる。

(審査委員会の設置)

第16条の2 前条第1項の規定による補助金の交付審査を行わせるため、区長の附属機関として、足立区民営自転車等駐車場補助金交付審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、前項の交付審査に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員7人以内をもって組織する。

第2節 大型店舗等の自転車駐車場の設置

(施設の新築の場合の自転車駐車場の設置)

第17条 法第5条第3項の規定に基づき、区内の商業地域及び近隣商業地域（以下「指定区域」という。）内において、次表のア欄の用途に供する施設を新築しようとする者は、イ欄により算定した台数（2以上の用途を有する施設（以下「複合施設」という。）にあつては、各用途ごとに

算定した台数の合計)が20台以上である場合は、当該台数の規模の自転車駐車を当該施設又は当該施設に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

ア	イ
施設の用途	自転車駐車の規模
百貨店、スーパーマーケット	店舗面積に対して、20平方メートル(店舗面積のうち、5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、40平方メートル)ごとに1台
銀行	店舗面積に対して、25平方メートル(店舗面積のうち、5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、50平方メートル)ごとに1台
遊技場	店舗面積に対して、15平方メートル(店舗面積のうち、5,000平方メートルを超える部分の面積に対しては、30平方メートル)ごとに1台

2 複合施設で各用途の店舗面積の合計が5,000平方メートルを超えるものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項の表のイ欄中「5,000平方メートル」とあるのは、「5,000平方メートルが各用途の店舗面積の合計に占める割合に相当する面積」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により設置すべき自転車駐車の規模に、1台未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

4 第1項の表の店舗面積の算定方法は、規則で定める。

(施設を増築する場合の自転車駐車の設置)

第18条 指定区域内において、次の各号に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の規模の施設をすべて新築するものとして前条に規定する算定方法により算定した自転車駐車の規模から、現に設置されている自転車駐車で増築後も引き続き自転車駐車の用に供するもので、この条例の基準に適合するものの規模を控除した規模の自転車駐車を設置しなければならない。

(1) この条例の規定により、自転車駐車の設置義務を有している施設についての店舗面積の増加を伴う増築

(2) 前号に規定するもののほか、増築後において前条第1項の表のア欄の用途に供する施設に係る増築で、当該増築後の規模の施設をすべて新築するものとみなした場合に設置すべきこととなる自転車駐車場の規模が20台以上となるもの

2 前項の規定により、自転車駐車場の規模の算定において控除されたものに係る自転車駐車場は、この条例により設置された自転車駐車場とみなす。

3 第1項の規定により設置することとなる自転車駐車場の規模が、増築の規模に照らし過大となる場合は、規則でその設置すべき自転車駐車場の規模を減じることができる。

(指定区域の内外にわたる施設に係る自転車駐車場の設置)

第19条 施設が指定区域の内外にわたる場合においては、当該施設のうち指定区域外に存する部分を存しないものとみなして、前2条の規定を適用する。

(自転車駐車場の構造及び設備)

第20条 第17条から前条までの規定により設置される自転車駐車場の規模は駐車台数1台につき、1平方メートル以上としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特殊な装置を用いる自転車駐車場で区長が駐車に適すると認めたものについては、前項の規定によらないことができる。

3 前2項の規定により設置される自転車駐車場は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。

(自転車駐車場の設置の届出)

第21条 第17条から第19条までの規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を区長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 施設の用途及び店舗面積

(3) 自転車駐車場の位置及び規模

(4) 自転車駐車場の構造及び設備

(5) その他規則で定める事項

2 前項の届出に際しては、自転車駐車場の位置図その他規則で定める図書を提出しなければならない。

(適用の除外)

第22条 この条例の施行後新たに指定区域となつた区域において、指定区域となつた日から起算して6月以内に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第17条から第19条までの規定は適用しない。

(自転車駐車場の管理)

第23条 第17条から第19条までの規定により設置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第24条 区長は、第17条から前条までの規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第25条 区長は、第17条から第19条、第20条又は第23条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、理由を付記した書面により行うものとする。

(罰則)

第26条 前条第1項の規定による区長の命令に従わなかつた者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第21条第1項の規定に違反した者及び第24条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

第4章 雑則

(関係諸機関との協議)

第28条 区長は、この条例に規定する施策を実施するために必要と認めるときは、関係諸機関と協議するとともに、その協力を要請することができる。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第3章第2節の規定は昭和58年10月1日から施行する。

付 則(昭和63年12月27日条例第47号)

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

付 則(平成17年6月20日条例第31号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

付 則(平成22年10月22日条例第41号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月28日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(平成25年3月28日条例第33号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成29年10月23日条例第37号)

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

別表(第13条関係)

自転車	3,000円
原動機付自転車	5,000円